

## 令和2年度宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 本市における産業支援サービス業等の立地を促進し、地域経済の活性化及び市民の雇用機会の拡大を図ることを目的として、本市に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンテンツ産業 放送、映画、音楽、漫画、アニメ、ゲーム等の知的生産物の制作を行う事業をいう。
- (2) 産業支援サービス業務施設 日本標準産業分類に定めるインターネット付随サービス業、情報サービス業、機械修理業、電気機械器具修理業及びコンテンツ産業を営むための事業所をいう。
- (3) 広域的業務拠点施設 複数の区市町村等に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、ファイナンスセンター等で、市長が認めるものをいう。
- (4) 事業所 産業支援サービス業務施設及び広域的業務拠点施設をいう。
- (5) 立地企業 本市に事業所を新設又は増設する企業で、本市との間に立地協定を締結するものをいう。
- (6) 固定資産 事業の用に供する建物及び設備で、地方税法（昭和25年法律第266号）第341条に規定する固定資産のうち、土地を除くものをいう。
- (7) 投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額をいう。
- (8) リース資産 (6)号の固定資産を法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引により導入するものをいう。
- (9) 投下リース資産額 前号のリース資産の取得価額をいう。
- (10) 新規雇用者 事業所の開設に伴い新たに雇用する、本市内に住所を有する常用雇用者をいう。
- (11) 新規雇用者数 操業開始日から3年を経過する日の前日まで、1年ごとに、新規雇用者に係る雇用期間（3月以上継続している期間に限る。）の延べ月数を12で除して得た数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）をいう。

(12) 新設 新たに本市に事業所を設置すること、若しくは既に本市に事業所を有する者が当該事業所の敷地以外に新たに事業所を設置すること、又は既に本市に事業所を有する者が新たに当該事業所と異なる業務の事業所を設置することをいう。

(13) 増設 既に本市に事業所を有する者が、既存の事業所の操業を継続し、かつ、事業拡充のため、既存の事業所を拡張することをいい、新設以外のものをいう。

(対象期間)

第3条 本補助金は、この要綱の施行の日から当該年度末までに立地協定を締結し、かつ、立地協定から3年以内（立地企業が建物の新設を行う場合は5年以内、増設の場合は3年以内）に操業を開始した立地企業に交付する。ただし、天災地変（災害対策基本法第97条に規定する激甚災害）により操業に遅れが生じた場合は、前項の規定による操業開始日を延長できるものとし、その要件は、別表のとおりとする。

(補助金の交付要件及び補助金額)

第4条 本補助金の交付要件、補助額等は別表のとおりとする。なお、補助金の交付対象となる投下固定資産額及び投下リース資産額は、固定資産台帳の取得年月日及びリース契約の契約年月日が第2条第1項の立地協定締結日から第6条の操業開始日の間のものに限る。

(適用事業所及び指定の申請)

第5条 市長は、新設又は増設された事業所が前条の規定に該当するときは、当該事業所をこの要綱を適用する事業所（以下「適用事業所」という。）として指定する。

2 前項の規定による適用事業所の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所の操業開始30日前までに適用事業所指定申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

3 前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に対し、適用事業所指定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(事業開始の報告)

第6条 適用事業所指定書の交付を受けた者は、当該適用事業所の操業開始後10日以内に事業開始報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第7条 適用事業所指定書の交付を受けた者は、適用事業所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から10日以内にそれぞれ当該各号に定める報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の内容について変更を生じた場合は、事業計画変更報告書（別記第4号様式）
- (2) 事業を休止し、又は廃止した場合は、事業休止・廃止報告書（別記第5号様式）
- (3) 事業を再開した場合は、事業再開報告書（別記第6号様式）

（補助金の交付申請）

第8条 規則第5条の申請書は、別記第7号様式によるものとし、添付書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別記第8号様式）
- (2) 労働者名簿
- (3) 適用事業所の固定資産台帳の写し
- (4) 適用事業所の賃借に係る契約書及び支払いを証する書類
- (5) 適用事業所に係る回線使用料の支払いを証する書類

2 前項の申請書の提出期限は、初年分にあつては操業開始日から1年を経過する日から14日以内、2年目分以降にあつては、当該初年分提出期限に対応する日以内とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類審査及び実施検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金額を確定する。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び補助金額の確定は、補助金交付決定及び補助金額の確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 規則第18条の請求書は、別記第10号様式によるものとする。

（適用事業所の指定取消し）

第11条 市長は、適用事業所が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の適用事業所の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により指定を受けた場合
- (2) 事業計画の変更等により、補助要件を満たすことができなくなった場合
- (3) 変更手続によることなしに指定を受けた事業所設置の内容を変更した場合
- (4) 立地協定締結後、第3条に規定する期間に操業を開始しない場合

（補助金の返還）

第12条 市長は、適用事業所が次のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業開始後、5年以内に事業を廃止若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の

状態にあると認められる場合

- (2) 第4条の指定要件に該当しなくなった場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(財産処分の制限)

第13条 規則第24条に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産名	財産の処分を制限する期間
第2条第7号に規定する固定資産	それぞれの減価償却資産としての耐用年数

(証拠書類の保管期間)

第14条 規則第26条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(重複受給の禁止)

第15条 本補助金は、宇城市企業立地促進条例第4条及び第5条に基づく優遇措置と重複して受けられないものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

操業開始日の延長については次のとおりとする。

操業開始日の延長期間	対象立地企業
操業開始日から最長1年間	災害発生日以前に立地協定を締結しており、操業開始日までに期日延長の申出書（以下「申出書」という。）を提出した企業

- ※ 申出書には、罹災証明書を添付するものとする（罹災証明書の添付ができない場合は、本市が発行する被災証明書を添付するものとする。さらに被災証明書も添付できない場合は、被災状況等が分かる写真を添付するものとする。）。
- ※ 申出書には、被災した施設または設備について、工事請負業者や機器保守点検メーカーからの「施設・設備の復旧に要する期間についての証明書（以下「証明書」という。）」を添付するものとする（証明書の添付ができない場合は、施設・設備の復旧に要する期間が確認できる書類を添付するものとする。）。

別表（第4条関係）

対象事業所	交付要件	補助額	限度額
産業支援サービス業務施設	1 投下固定資産額と投下リース資産額の合計が100万円以上 2 新規雇用者数3人以上	1 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に1/3を乗じて得た額 2 事業所の月の賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額（操業から3年間） 3 事業の用に供する専用通信回線使用料及びクラウドサービス利用料に1/2を乗じて得た額（操業から3年間）	1 の限度額は200万円を上限とする。 2 の1ヶ月の補助額は10万円を上限とする。 3 の1年間の補助額は200万円を上限とする。
広域的業務拠点施設		4 年間の新規雇用者数に10万円を乗じて得た額（操業から3年間）  過疎及び半島地域に立地する場合、新規雇用者分の算定は助成金の5割増とする。	4 の1年間の補助額は100万円を上限とする。  1,000円未満の端数は切り捨てる。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

宇城市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

㊟

### 適用事業所指定申請書

宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第5条の規定により適用事業所として指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 本社の所在地及び法人名、代表者氏名
- 3 事業内容
- 4 設置に要する資金総額
- 5 投下固定資産額（土地代を除く）
- 6 従業員数
- 7 事業開始予定年月日

#### 添付書類

- (1) 事業所設置計画書
- (2) 法人の場合は登記簿抄本

別記第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

宇城市長

㊟

### 適用事業所指定書

宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第5条に規定する適用事業所として下記のとおり指定します。

記

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 本社の所在地及び法人名、代表者氏名
- 3 事業内容
- 4 指定にかかる条件

年 月 日申請にかかる事業所について適用します。

年 月 日

宇城市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

㊟

事業開始報告書

年 月 日付け 第 号で宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱による適用事業所として指定を受けました当事業所は、下記のとおり事業を開始しましたので報告します。

記

1 事業所名及び所在地

2 着工年月日

3 完了年月日

4 操業開始年月日

操業開始日における従業員数

区分	従業員数	うち新採	うち配転
管理部門			
営業部門			
事務			
オペレーター			
その他			
計			

別記第4号様式（第7条関係）

年 月 日

宇城市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

㊟

### 事業計画変更報告書

下記のとおり事業計画の変更を行いましたので、宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第7条第1号の規定により報告します。

記

- 1 適用事業所指定書の日付及び番号
- 2 事業変更計画の概要
- 3 新旧計画の対比

年 月 日

宇城市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

㊟

事業休止・廃止報告書

下記のとおり事業を休止・廃止しましたので、宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第7条第2号の規定により報告します。

記

- 1 事業所名
- 2 適用事業所指定書の日付及び番号
- 3 事業開始年月日
- 4 事業を休止・廃止した年月日
- 5 事業を休止・廃止した理由
- 6 事業を休止・廃止した後の措置又は見通し

別記第6号様式（第7条関係）

年 月 日

宇城市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

㊟

### 事業再開報告書

下記のとおり事業再開しましたので、宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第7条第3号の規定により報告します。

記

- 1 事業所名
- 2 適用事業所指定書の日付及び番号
- 3 事業を休止した年月日
- 4 事業を再開した年月日
- 5 再開後の事業計画書

年 月 日

宇城市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

㊟

宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付申請書

年度において、宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金 円を交付されるよう宇城市補助金等交付規則第5条及び宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 適用事業所指定書の日付及び番号
- 2 事業内容
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 操業開始年月日
- 5 添付書類
  - (1) 補助金実績報告書
  - (2) 市税の領収書の写し

年 月 日

宇城市長 様

所在地

名 称

代表者氏名

㊟

宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の適用事業所指定に基づく宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金について、宇城市補助金等交付規則第15条及び宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 適用事業所指定書の日付及び番号
- 2 事業内容
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 補助金額算定基礎

区 分	算定基礎		摘 要	
投下固定・リース 資産額	所要金額（千円）	支払済額（千円）		
	建物本体			
	機械設備			
	オフィス機器			
その他				
合計				
新規雇用延べ月数（ 年 月～ 年 月分）		人月		

第 号  
年 月 日

様

宇城市長

㊟

宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付決定及び補助金額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金については、宇城市補助金等交付規則第8条及び第16条及び宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記の条件を付けて金

円を交付することに決定し、併せて同条の規定により同額に確定しましたので通知します。

今後ますますご発展され、本市の経済に大きく寄与されることを期待します。

記

補助の条件

1 ○○○

2 ○○○

別記第10号様式（第10条関係）

宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金として、下記の金額を交付されるよう宇城市補助金等交付規則第18条及び令和2年度宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

(振込先)

金融機関名・支店名	
預金種別	当座 ・ 普通
口座番号	
フリガナ 口座名義	

年 月 日

所在地  
名 称  
代表者氏名

㊟

宇城市長 様